

○豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成25年 2 月 28 日

規則第 1 号

改正 平成31年 2 月 26 日規則第 2 号

令和 2 年12月 18 日規則第75号

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

豊橋市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年豊橋市規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年豊橋市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付申請等）

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第 1）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じた場合は、当該議員は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第 2）を提出しなければならない。

（一部改正〔平成31年規則 2 号〕）

（交付決定）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により申請があった場合は、交付すべき当該年度分の政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第 3）により、議長を経由して当該議員に通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定により申請があった場合は、交付すべき当該年度分の政務活動費の額を変更し、政務活動費交付変更決定通知書（様式第 4）により、議長を経由して当該議員に通知するものとする。

（一部改正〔平成31年規則 2 号〕）

（交付請求）

第 4 条 議員は、政務活動費の交付の請求をしようとする場合は、条例第 3 条第 2 項に規定する交付期限の日の属する月の 7 日までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第 5）を提出するものとする。

（一部改正〔平成31年規則 2 号〕）

（収支報告書等の写しの送付）

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書及び添付書類の写しを市長に送付するものとする。

(一部改正〔平成31年規則2号〕)

(会計帳簿等の整理保存)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、当該支出に係る領収書等の証拠書類を整理し、当該会計帳簿及び証拠書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

(一部改正〔平成31年規則2号〕)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が議長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前に改正前の豊橋市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月26日規則第2号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日規則第75号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1（第2条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

豊橋市長様

議員氏名

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請金額 ( 年度分)	円
------------------	---

様式第2（第2条関係）

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

豊橋市長様

議員氏名

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

区 分	新	旧	変 更 年 月 日
交付申請金額 ( 年度分)	円	円	

様式第3（第3条関係）

政務活動費交付決定通知書

豊橋市指令（文書  
記号）第 号

議員氏名 様

年 月 日付けで申請のありました政務活動費の交付については、  
下記のとおり決定しましたので、豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行  
規則第3条第1項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長 印

記

年 度	年 度
交付決定金額(年額)	円

様式第4（第3条関係）

政務活動費交付変更決定通知書

豊橋市指令（文書  
記号）第 号

議員氏名 様

年 月 日付けで申請のありました政務活動費の交付変更については、下記のとおり決定しましたので、豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長 印

記

年 度	年 度
変更前の交付決定金額	円
変更後の交付決定金額	円
増 減 額	円

様式第 5 (第 4 条関係)

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

豊橋市長様

議員氏名

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

年 度	年 度
金 額	円
期 間	月 分 ~ 月 分